

B社 質問及び回答

質問No	資料名	項	大項目	内容	質問内容	回答
1	別紙3 リスク分担表		社会情勢の変動 物価変動	物価が上昇し、人件費、物品費等が増え、経費が高むこととなった場合急激な物価上昇の場合は協議とする	物価変動について「急激な物価上昇の場合は協議する」と有りますが、近年の大幅な最低賃金高騰、物価高騰により、今後の社会情勢がどのように展開していくか判断がつかない状況にあります。 当社の想定を上回る状況となった場合、指定管理料の増額要望や仕様書の見直し等の協議が可能な基準はどのようにお考えでしょうか。	物価高騰の影響を受けやすい光熱水費は、市が負担することもあり具体的な基準は設けませんが、必要に応じて協議します。 また、募集説明会でご説明したとおり、令和9年度以降の指定管理料は、再度協議するものとしします。
2	募集要項	2	5 管理運営に係る経費 (1) 指定管理料	令和8年度に利用料金の改定を予定しており、指定管理料を提示する際は、現在の利用料金により算出し、増収分は市と協議のうえ、初年度の年度末に精算することとします。	令和8年度に利用料金の改定を予定していると記載がありました。「指定管理料を提示する際は、現在の利用料金により算出し、増収分は市と協議のうえ、初年度の年度末に精算することとします。」となっておりますが、対象は、一般利用料の増額だけでしょうか。	利用料金の改定につきまして、市民周知期間が短期間となり、十分な説明を行うことができないことから、令和8年度は現行の利用料金による運営とします。 つきましては、募集要項に記載した年度末の精算は行いません。
3	募集要項	2	5 管理運営に係る経費 (1) 指定管理料	令和8年度に利用料金の改定を予定しており、指定管理料を提示する際は、現在の利用料金により算出し、増収分は市と協議のうえ、初年度の年度末に精算することとします。	増収分の返還はどのような計算式になるでしょうか。	質問No.2の回答のとおりです。